

宮城県塩釜高等学校

# 防災マニュアル（家庭用）

## 目 次

<b>防災組織</b>	頁
1. 本校の防災組織	1
<b>防災管理</b>	
2. 災害発生時の基本対応フロー	2
3. 家庭との連携	3
4. 防災品と防災設備	4
5. 本校の地域協力事業	5
6. 塩竈市の指定避難場所	6
7. Jアラート等作動時の行動について	7

（平成 28 年 4 月発行）

（平成 28 年 12 月改訂）

（平成 29 年 11 月改訂）

# 学校防災に関する取り組み

## 1. 本校の防災組織

塩釜高校の学校防災は、生徒の安全を最優先に考えるため、「防災教育」と「防災管理」そしてその活動を円滑に進めるための「防災組織」という三つの主要な活動から構成されています。本防災マニュアルは、防災組織としての学校防災安全委員会により、学校の防災計画の策定や防災訓練の実施など、学校安全の推進に係る活動を明確にし、これらの活動を円滑に遂行するために作成されるものであり、また、これらの活動を保護者の皆様にお伝えし、ご理解とご協力をいただきたく配布するものです。

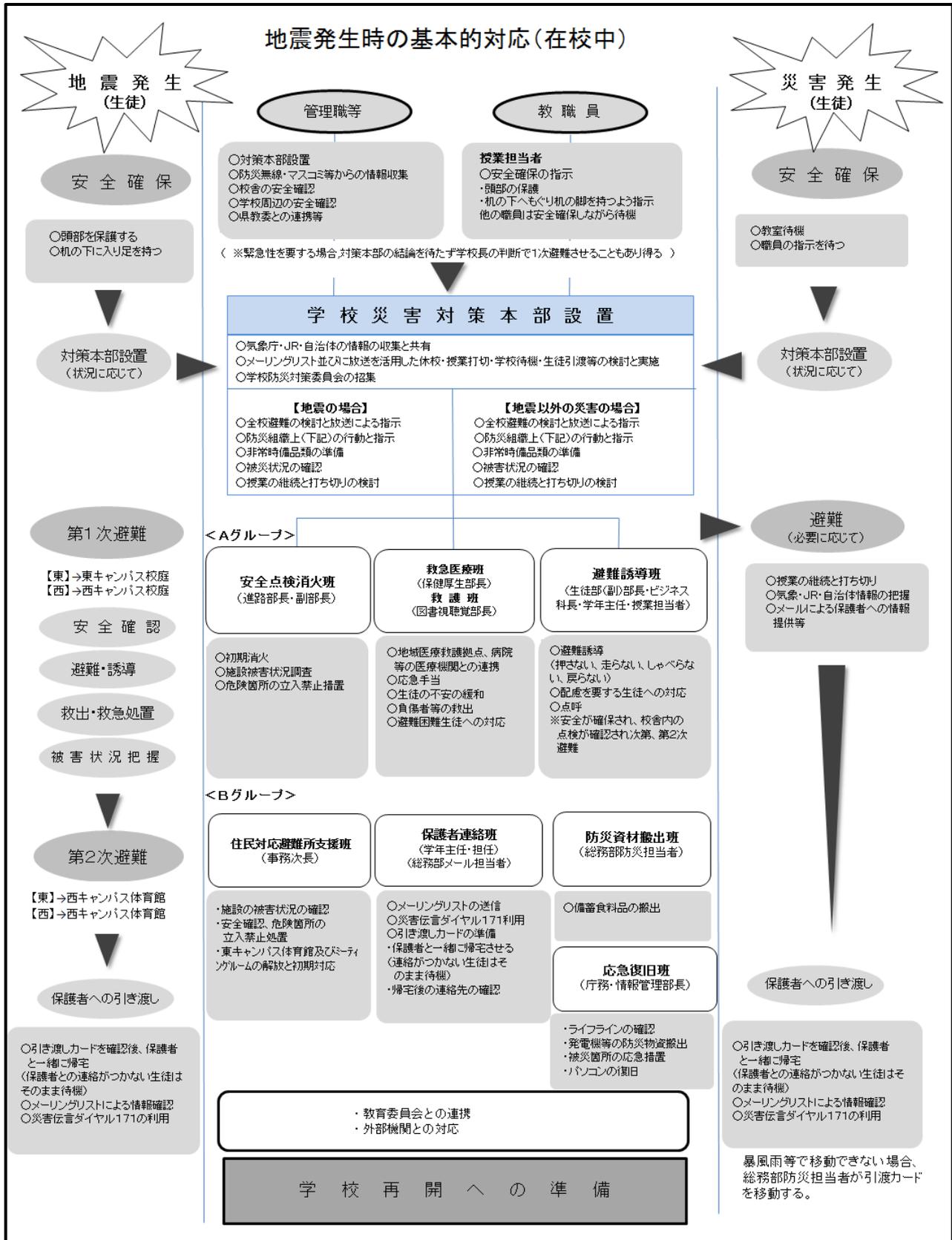
### 「学校防災安全委員会基本編成」

職 名		編成上の主な係
委員長	校長	○災害対策本部長（全体指揮）
副委員長	教頭	○災害対策本部副本部長（西校舎指揮）
副委員長	教頭	○災害対策本部副本部長（東校舎指揮）
委員	事務室長	○災害対策本部副本部長 ○事務部総括指揮 ○西事務部指揮
		施設設備に関する安全措置・関係諸機関への通報・消防の誘導・重要書類の搬出等
委員	事務次長	○東事務部指揮（西事務部との連携） ○避難所支援班
		施設設備に関する安全措置・関係諸機関への通報・消防の誘導・重要書類の搬出等
委員	総務部長兼防災主任	○防災マニュアル作成及び改訂 ○防災教育・防災管理・防災組織総括 ○総務部並びに防災担当者指揮 ○保護者連絡班指揮
委員	教務部長	○教務部指揮
		時程の検討・出席簿・要録等重要書類の搬出
委員	生徒指導部長	○生徒部指揮 ○各学年避難誘導係指揮 ○生徒引渡・緊急時連絡カードの搬出
		○進路指導部指揮 ○校舎内安全点検・消火班指揮
委員	保健厚生部長	○保健厚生部指揮 ○救急医療班（校医や保健所等との連携）指揮
委員	図書部長	○図書視聴覚部指揮
		○救護班指揮
委員	情報管理部長	○情報部指揮（IT機器等の管理）
		○応急復旧班指揮
委員	1学年主任	1学年指揮（生徒の避難誘導、安否確認）・防災教育
委員	2学年主任	2学年指揮（生徒の避難誘導、安否確認）・防災教育
委員	3学年主任	3学年指揮（生徒の避難誘導、安否確認）・防災教育
委員	ビジネス科長	各学年主任との連携及び生徒の避難誘導・安否確認指揮
委員	総務部（防災担当）	防火教育の企画立案・防災資材の搬出
委員	総務部（防災担当）	防火教育の企画立案・防災資材の搬出
委員	養護教諭	救急医療班（校医や保健所等との連携）
委員	養護教諭	救急医療班（校医や保健所等との連携）

## 2. 災害発生時の基本対応フロー

以下に在校中の生徒並びに職員の基本フローを示します。

下記の図の左は地震発生時、右は地震以外の災害（大雨・暴風・暴風雪・大雪等）の発生時の生徒の動向です。なお、気象状況に応じて異なりますがJR・気象庁・自治体の情報を集約した上でその後の対応を判断いたします。なお、通学途中で災害が発生した場合は、地域の安全な避難場所（資料）への避難を検討して頂きます。



### 3. 家庭との連携

緊急地震速報や自然災害に関する特別警報の発令等、生徒の身に危険が及ぶと判断される場合は、保護者の皆様に以下の方法で連携を図って頂くようお願いいたします。

**登校前：**緊急連絡が必要と判断した場合には「メーリングリスト」を活用して連絡いたします。生徒・保護者ともに、事前にメーリングリストへの登録をお願いいたします。

**在校時：**「生徒引き渡し・緊急時連絡カード」によって生徒の引き渡しを行います。別紙で配布する同カードをご記入の上、速やかに提出願います。

在校時の生徒の避難場所は次のとおりです。

※原則→突発的な大規模地震等の避難場所 → 1次避難「各パスグラウンド」  
 安全の確認ができ次第 → 2次避難「東西キャンパス共に西キャンパス体育館」  
 ※例外→災害の規模や状況に応じて各キャンパス毎に対応する場合があります。

#### 《生徒引き渡し・緊急時連絡カード》

今回は①のみご記入下さい。

生徒氏名		性別	男・女	学年・組・番号	年 組 番 (担任氏名: )
自宅住所					血液型 型 生年月日 H . . .
① 保護者名 (親権者)		生徒との関係		自宅電話	
				携帯電話1	(父・母・ )
				携帯電話2	(父・母・ )
保護者以外の引き受け者				連絡先 (携帯電話等)	(他: )
兄弟姉妹 (本校)	(有・無)	氏名	年 組 番	氏名	年 組 番
緊急時の連絡先	連絡先の名称 (会社等)			電話番号 (携帯電話)	
	(住所) 〒 -				

以下②は生徒の引き渡し時に記入して頂きます。

引き取り者	氏名	本人との関係
② 今後の避難先 変更 (有・無)	【名称】	【住所】
	【緊急電話】( ) -	
	【宿泊】可・否	
引き渡し日時	【名称】	【住所】
	【緊急電話】( ) -	
	【宿泊】可・否	
引き渡し日時	月 日 時 分	引渡教職員名

※上記の①と②が異なる場合、双方で連絡がついているかを確認すること(確認済・未確認)

保護者各位

**「生徒引き渡し・緊急時連絡カード」の記入・提出についてのお願い**

本校では、震災や豪雨などの自然災害における緊急時に、保護者の皆様が自宅に不在であったり公共交通機関が運休している場合など、生徒を帰宅させることが困難であると判断した場合、安全確保のために生徒を本校に待機させる指導を行っております。

これに伴い、事前に上記「生徒引き渡し・緊急時連絡カード」の記入・提出をお願いいたします。保護者の皆様が生徒の引き取りに来校して頂いた際には、同カードに引き取り者名等をご記入頂いてから生徒の引き渡しをいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、本カードは記入後にコピーをとって家庭用防災マニュアルと一緒に保管していただくことをおすすめします。皆様の大切な個人情報となりますので本校にて厳重に管理いたします。

なお、引渡の連絡はメーリングリストを活用する予定ですので、必ず生徒・保護者の皆様共に登録して頂くようお願いいたします。

※トラブルを避けるため、原則として②で記載された方に生徒を引き渡しますので、引き受け者は良くご検討ください。  
 ※生徒の引渡場所は原則として西キャンパス体育館としますが、災害の規模やその他状況に応じて判断します。

提出先：保護者→生徒→担任→学年主任→各キャンパス総務部員→防災主任  
 提出締切 月 日( )

## 4. 防災品と防災設備

本校では、自然災害の発生に備えて備蓄設備品と生徒用の食料品を備蓄しています。これは、保護者の皆様から生徒の安全確保を目的に徴収させていただいた徴収金によるものです。

### (1) 備蓄設備品



倉庫内（石油ストーブ）



倉庫内（自家発電機）



倉庫内（投光器）



各キャンパスフロア（拡声器）

### (2) 備蓄食料品/1人分

- ① ミネラルウォーター・・・・・・・・・・2本
- ② クラッカー・・・・・・・・・・1袋
- ③ カロリーメイトロングライフ・・・・1箱(2本入り)

※小麦アレルギーの生徒には白がゆ1袋を用意しています。

※本備蓄食料品は、防災物資が届くまでのつなぎとして常備しています。

教育振興会費より購入し、卒業の時点で生徒に配布いたします。



### (3) 緊急給水システム

災害時にプールの水を濾過し飲用レベルの処理水をとるためのシステムです。約1200名の全校生徒に対応するものです。



(機 械 室)



(ろ過装置)



(緊急給水システム)

## 5. 本校の地域協力事業

### 「塩竈市との基本協定」

本校では防災に関する地域協力の一環として、東キャンパス体育館を貸与する協定を結んでいます。

#### 塩竈市による東キャンパス体育館の避難所指定について

東日本大震災における避難所の不足を受け、宮城県教育庁・塩竈市・本校の三者による協議が行われた結果、本校東キャンパス体育館を塩竈市の避難所として貸与することの基本協定を締結、覚書が交わされています。以下にその要点を示します。

#### <要 点>

**貸与場所：**東キャンパス体育館及び同体育館西側に新たに設置された塩竈市備蓄倉庫の設置場所

**貸与条件：**塩竈市に震度5強以上の地震発生時  
宮城県沿岸に津波警報が発令された時  
その他市長から開設の司令があった時

**避難所本部：**東キャンパス体育館 ミーティングルーム

**職員の配置：**施設管理者を配置する（避難所運営組織には入らない）

**避難所設置方法：**塩竈市の職員が東キャンパス体育館の鍵を管理する。なお、災害時に本校職員が不在の場合でも体育館を解錠し避難所を開設できる。  
※但し、本校職員が在勤中は避難住民への初期対応は本校職員が行い、市の職員が到着次第その職務を引き継ぐ。

**避難所貸与期間：**災害発生から最大7日間

**使用物品：**基本的に体育館内の物品については使用を認める。  
※使用した物品に関しては現状復帰するものとする。

なお、毎年6月第二日曜日に塩竈市合同避難訓練（避難所開設訓練）が開催される



(資料) 塩竈市の指定避難場所 (塩竈市ホームページより引用)

災害 (地震、津波、高潮、土砂災害、大規模火災、内水氾濫、洪水、噴火) から一時的に避難するための場所です。

NO	施設・場所名	住 所 (NO1~17は指定避難所)
1	市立第三小学校	塩竈市花立町 15-1
2	市立第三中学校	多賀城市笠神 2-1-1
3	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘 2-1
4	市立玉川小学校	塩竈市玉川 2-9-1
5	市立玉川中学校	塩竈市権現堂 19-1
6	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡 1-1
7	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入 1-19-1
8	市立第二中学校	塩竈市楓町 2-10-1
9	市立第一中学校	塩竈市みのが丘 3-1
10	市立第二小学校	塩竈市小松崎 10-1
11	旧市立浦戸第二小学校	塩竈市浦戸桂島字台 23
12	市立浦戸中学校	塩竈市浦戸野々島字馬越 8
13	旧市立浦戸第一小学校	塩竈市浦戸寒風沢字中月 21
14	宮城県塩釜高等学校 (東)	塩竈市泉ヶ岡 7-1
15	塩釜ガス体育館	塩竈市今宮町 9-1
16	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入裏 39-173
17	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通 3-4-1
18	稲荷神社境内	塩竈市尾島町 2-9
19	塩竈市役所	塩竈市旭町 1-1
20	願成寺境内	塩竈市錦町 4-2
21	東玉川公園	塩竈市石堂 2
22	玉川児童公園	塩竈市母子沢町 120-43
23	宮城県塩釜高等学校 (西)	塩竈市泉ヶ岡 10-1
24	大日向児童遊園	塩竈市大日向町 65-2
25	月見ヶ丘スポーツ広場	塩竈市月見ヶ丘 1-3
26	清水沢市営住宅児童公園	塩竈市清水沢 2-23 地内
27	清水沢公園	塩竈市清水沢 1-5-81
28	新浜町公園	塩竈市新浜町 3-109-17
29	宮城県仙台地方振興事務所	塩竈市新浜町 1-9 番地内
30	松陽台公園	塩竈市松陽台 1-18 番地内
31	青葉ヶ丘公園	塩竈市青葉ヶ丘 3 番地内
32	千賀の台公園	塩竈市千賀の台 2-6 番地内
33	塩竈神社境内	塩竈市一森山 1 番地内
34	梅の宮神社境内	塩竈市梅の宮 12 番地内
35	伊保石公園	塩竈市字伊保石 95-1
36	パチンコタイガー塩釜店	塩竈市港町 1-7-5
37	イオンタウン塩釜	塩竈市海岸通 15-100
38	マリングート塩釜	塩竈市港町 1-4-1
49	塩竈倉庫	塩竈市港町 1-7-30
40	ホテルグランドパレス塩釜	塩竈市尾島町 3-5

## 6. Jアラート等作動時の行動について

宮城県高校教育課より下記の点について通知がありました。これに伴い、本校における対応は以下のとおりとします。

### <通知の要点>

- ①弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の行動
- ②始業前における臨時休業の判断基準

#### (1) 弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の行動

弾道ミサイルの動き		Jアラート 作動の有無	時間帯・判断者		
			在 校 中	登下校中	在宅・外出中
			校長が判断します	生徒自身が判断します	保護者が判断します
発射時 の対応	他地域の方向 に発射の場合	作動無	情報収集に努めながらも通常生活をする。		
	本県の方向に 発射の場合	作動有	<b>【屋外にいる場合】</b> 避難行動をとります。近くの建物の中や地下に避難する。適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。 <b>【屋内にいる場合】</b> 窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。 ※車やバスに乗っている場合は、降りて屋外にいる場合と同じ対応をとる。 ※学校敷地内にいる場合は、東西キャンパスともに北校舎に避難し伏せる。		
落下後 の対応	日本の領海外 に落下の場合	作動無	情報収集に努めながらも通常生活に戻す。		
	日本の領土領 海に落下の場 合	作動有	<b>【屋外にいる場合】</b> 情報の収集に努め、避難行動をとる。口と鼻をハンカチで覆い、密閉性の高い屋内または、風上に避難する。 <b>【屋内にいる場合】</b> 換気扇を止め、窓を閉め室内を密閉する。 ※避難行動の解除は教育委員会が行う。		
その他	部活動・大会 中		部活動顧問等、出勤している職員で上記の対応をとる。危険を予測し、正しく判断・行動する。		

※Jアラート等とは：(防災無線・緊急メールを意味する)

#### (2) 始業前における臨時休業の判断基準

臨時休業の取扱いは、基本的には校長の判断によることとされているが、日本の領土領海内に弾道ミサイルが落下する事態は、きわめて異例の状況と考えられる。よって、臨時休業とするか否かについて以下のとおり定めるものとする。

##### ミサイル落下地点別の判断基準

- |              |   |      |
|--------------|---|------|
| ○日本の上空を通過    | ⇒ | 通常登校 |
| ○日本の領土・領海に落下 | ⇒ | 臨時休業 |

- ミサイル落下の場合は、落下地点別の判断基準に基づき、校長が「通常登校」か「臨時休校」か判断する。なお、次のミサイルのことは考えず、その都度判断する。
- ミサイルが日本の領土領海に落下し「臨時休業」となった場合は、県教委から各学校に確認のための連絡をする。(領海外に落下の場合は各学校への連絡は行わない。)
- 「臨時休業」の解除の判断は、政府発表等の情報をもとに県教委が行い、各学校に通知する。
- 本校はJR等を利用して登校する生徒が多いことから、公共交通機関が運休・遅延等した場合の対応については、従来どおり校長が判断し、一斉メール配信で周知する。

